



2025年12月7日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ

代 表 取 締 役 社 長 岡本 純子

(東証グロース市場・コード3807)

問い合わせ先 :

取締役管理本部長 岡本 純子

電 話 番 号 03 (5774) 2440 (代表)

当社にかかる報道等について

一部の報道機関やソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）上の投稿により、当社に関して不正確な報道がなされております。当社は、ステークホルダーの皆様に正確な情報をお伝えするため、以下のとおりお知らせいたします。

1. 課徴金納付命令の勧告の内容について

2025年12月5日、証券取引等監視委員会より、「過年度に計上したFSCC（FISCOコイン）関連の評価損失の過少計上」に関して、当社に対する課徴金納付命令の勧告が公表されました。

当該勧告は、当社が、暗号資産評価損の過少計上の他、連結子会社と共に、暗号資産評価損の不計上の不適正な会計処理を行ったことに関して行われたものです。

当社としては同勧告に伴う処分に誠実かつ適切に対応してまいり所存です。

2. 一部の報道機関の報道等について

上記1.の課徴金納付命令の勧告に関して、一部の報道機関の報道やソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）上の投稿において、あたかも当社に関して、

（1）相場操縦等の暗号資産の不公正な取引

（2）財務諸表の恣意的な操作

の事実があったかのような表現が見られます。しかし当社は、これらをいずれも認識しておりません。また、今回の勧告は、上記のとおり、当社の会計処理に関して行われたものであり、それ以外は勧告の対象とはされておりません。

3. 当社のこれまでの対応と今後の体制整備

当社は、2024年度の過年度修正の実施に際し、監査役会による社内調査及び補充調査による事実調査を行い、さらには社外取締役や外部の専門家および監査法人の指導のもと、過年度決算の訂正を行い、その内容をすでに公表しております。

また今回の事態を踏まえ、特に暗号資産取引にかかる相互チェック体制の整備を目的とした組織体制の構築および運用、適切かつ公正な暗号資産の評価のための仕組み及び同プロセスの整備、並びに役員の兼任体制の見直し等を中心とした再発防止策の策定と、その運用体制の整備を進めております。

さらに、暗号資産市場の特性に関する研修を継続的に実施し、役職員のリスク認識向上を図るとともに、内部監査における暗号資産関連取引のモニタリングを強化することで、上記再発防止策の定着を推進しております。

4. 今後の方針

当社は、証券取引等監視委員会に対し改善報告書を提出するとともに、上記3. のとおり再発防止に向けて必要な措置を速やかに講じているところです。今後も、ステークホルダーの皆様からの信頼回復を最優先に、正確かつ誠実な情報開示を徹底し、内部統制およびガバナンスの強化を通じて企業価値の向上に努めてまいります。

以上